

政務調査会規程

長野県町村会政務調査委員会規程（昭和 51 年 6 月 7 日制定）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規程は、長野県町村会規約第 13 条の規定に基づき、政務調査会の組織、運営等に関する必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第 2 条 政務調査会委員（以下「委員」という。）は、町村長（町村会長を除く。）をもって充てる。

2 政務調査会に部会を置く。

3 前項の部会の名称及び分掌事項は、次に定めるところによる。

名 称	分 掌 事 項
総務文教部会	企画、行財政、教育及び他の部会に属さない事項
社会環境部会	福祉、保健、生活環境に関する事項
産業経済部会	農政、林務、商工、観光に関する事項
建設部会	道路、河川、砂防に関する事項

4 前項の部会定数及び部会の委員所属は、町村会長が指定する。

（委員の任期）

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（部会長、副部会長及び職務）

第 4 条 部会に部会長、副部会長各 1 人を置き、部会長は理事をもって充て、副部会長は、部会に所属する委員の中から互選する。

2 部会長は、会務を総理し、部会長に事故があるとき又は欠けたときは、副部会長がその職務を代理する。

（部会の招集及び議長）

第 5 条 部会は、部会長が招集する。

2 部会の議長の職務は、部会長が行う。

（部会の報告）

第 6 条 部会長は、調査研究の結果を町村会長へ報告するものとする。

（幹事会）

第 7 条 部会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は幹事をもって構成し、幹事は部会に所属する委員の町村担当課長をもって充てる。なお、町村会長の町村担当課長については、総務文教部会幹事会の幹事とする。
- 3 幹事会は、部会長の付託により、必要な事項を調査し研究する。
- 4 幹事会に幹事長、副幹事長各1人を置き、幹事長及び副幹事長は、部会長及び副部会長の町村の幹事をもって充てる。
- 5 幹事長は、会務を総理し、幹事長に事故があるとき又は欠けたときは、副幹事長がその職務を代理する。

(幹事会の招集及び議長)

第8条 幹事会は、部会長が招集する。

- 2 幹事会の議長の職務は、幹事長が行う。

(幹事会の報告)

第9条 幹事長は、調査研究の結果を部会長へ報告するものとする。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、町村会長が定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。